

平成27年9月18日（金曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第5号

平成27年9月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第18号から議案第51号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第52号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第4号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 52 号 監査委員の選任について

●議員から提出された議案

議案第 4 号 伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成27年9月18日
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、小永正裕君。

7番（小永正裕君）

おはようございます。

最後になりましたが、私の質問は1点だけです。

ただ、今議会で幾人の方がおんなじテーマ、似たようなテーマで取り上げてやっていますんで、あんまり余分なこと聞かないで簡単に終わらしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず1番、主に、少子化対策、子育て支援について問ひます。

イ、5年、10年、20年後の本町の人口動態の予想人数を教へていただきたいということです。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

おはようございます。

それでは小永議員の、少子化対策、子育て支援策についての、5年、10年、20年後の本町の人口動態の予想人数についてのご質問にお答へ致します。

昨日の、宮川議員のご質問への回答と重複致しますことをご了承ください。

国立社会保障・人口問題研究所が算出してあります、日本の地域別将来推計人口、平成25年3月推計のデータを基に、国勢調査実施年ごとに算出した数値によりますと、5年前の国勢調査では、黒潮町総人口は1万2,366人でございました。

今年10月に国勢調査が行われますが、およそ1万1,300人に想定されてあります。

5年後の2020年10月推計によりますと、約1万300人でございます。

10年後、2025年10月の推計では9,300人でございます。

そして20年後、2035年10月の推計では、総人口約7,500人に減少しておる予定です。

従ひまして、20年後には、現在の人口の約6割に減少し、とりわけ0歳から14歳の人口に至りましては、現在の人口の約5割に減少することが予想されてあります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

分かりました。大変、悲惨な数字になりそうな感じで。

20年後というのは、まあ我々は当然生きてないわけですが、団塊の世代がごっぼりこう亡くなるような、その後でございますね。

もう一つ、次の口の、最近5年間の新生児数。

1年ずつ、生まれた人数を教えてくださいと思います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは小永正裕議員の、少子高齢化についての2番目ご質問であります、最近5年間の新生児人数につきまして、ご質問にお答え致します。

2010年度から2014年度の5年間に、新生児の人数を年度ごとに、そして佐賀地域と大方地域に分けてお答えを致します。

2010年度、佐賀地域で23人出生しました。大方地域では36人でございます。合計59人の出生がございました。

続きまして2011年、佐賀地域では13人でございます。大方地域では38人でございます。合計51人でございます。

続きまして2012年度、佐賀地域では16人でございます。大方地域では30人でございます。合計46人でございます。

続きまして2013年度、佐賀地域では4名でございます。そして、大方地域では43名でございます。合計47人でございます。

続きまして2014年度、佐賀地域では13人でございます。大方地域では42人でございます。合計55人でございます。

従いまして、5年間を集計致しまして、佐賀地域では69人、大方地域では189人、合計258人の出生がございました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

昔、我々はまだ旧大方で、白田川村、それと入野地区いう、大方で2つの中学校があったんです。大方中学校と白田川中学校とあったんですけども。

そのとき、僕は小学校、南郷小学校いう鞭にあるんですけども。そのときに、同級生もここにおられますけども、一つのクラスに55人おったんですよ。団塊の世代で僕らの世代が一番子どもの多かった時代なんですけども、去年生まれた黒潮町の新生児が55人ということは、我々が南郷小学校一クラスの人数と全くおんなじなんですよね。だから、これだけでも大変ショックなわけですけどね。

この人数なりますと、その学校の先生の数も減ってくるし、保母さんも減るし、保育園の数もどんどん減るし、もう非常に変なデフレスパイラルの連続になってしまうわけですね。何とかこれを盛り返していかないとかなんというふうを考えるのは当然ですけども。

あと、次の問いに移ります。ハは、少子化と子育て問題対策に対して用意はあるか。対策があるかということですね。

それと、マル1とマル2がありますが、議長、マル2の方を先に問うて、1の方を後に変えてよろしいでし

ようか。

(議長から「はい、どうぞ」との発言あり)

その方が答えやすいと思いますんで。

(議長から「はい」との発言あり)

それではすみません、マル2の方を先に問います。

子育て世代の平均年収は幾らぐらいかと把握しておりますか。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長 (川村一秋君)

それでは小永議員のご質問の、少子化対策、子育て支援策について、カッコ3のマル2、子育て世代の平均年収は幾らくらいか把握しているかについて、通告書に基づきましてお答え致します。

子育て世代の平均年収額につきましては、世帯の年収調査をしておらず、平均年収額の把握はできていませんが、平成27年度の課税状況による20代、30代、40代と、各男女別の平均年収額でお答え致します。

20代では795人で、平均年収額は114万2,000円となり、男性が439人で、平均年収額は134万4,000円。女性が356人で、平均年収額は89万2,000円となっています。

30代では1,072人で、平均年収額は211万円となり、男性が536人で、平均年収額は273万5,000円。女性が536人で、平均年収額は148万5,000円となっています。

40代では1,314人で、平均年収額は332万1,000円となり、男性は657人で、平均年収額は454万4,000円。女性は657人で、平均年収額は209万9,000円となっています。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番 (小永正裕君)

この年収、まあ一人当たりですけども、独身の方が今、割と多いということですよ。

この独身の方々が、まあ20代の方がもちろん一番少ないんですけども、30、40代になると、やや上向いていきますけど。この年代の方が、ちょうど子育て年代というふうなことで出していただいたんだと思いますけども。

これ、未婚率とか、婚姻率とか、結婚してるとかいう、その差は出ます。数字は、税制上、男女のその所得が一緒になるという仮定ですよ。それ分かりますか。独身でおられる方と婚姻されてる方と、その差は分かりますか。世帯数で。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長 (川村一秋君)

税務課の方ではですね、未婚の方とかですね、世帯別とかいうことは、把握ができておりません。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番 (小永正裕君)

すみません、細かいことはこの通告書に書いてないんで、税務課長にも大変ご迷惑掛けました。

これだけの、まあ収入はそれぞれの年代であるということは分かりましたけども、こういうことが裏打ちさ

れておるかも分かりませんが、あるいは独身率が高いとかいうふうなこともあるかも分かりませんが、なぜ少子化という現象が起きておるか。子育て、子どもの数が減っているかというふうなことを、執行部としては問題視されてるわけですね、当然。これを、何が問題でこの少子化という問題が大きくなってきておるかというふうなことをどういうふうに考えているかと。

それで、この具体策、打開策をどうやって取っていくかというふうなものがあれば、教えていただきたいと。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは小永議員の、少子化対策、子育て問題対策についてのご質問にお答え致します。

先日の宮川議員への答弁と重複致しますが、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

先日も報告させていただきましたように、直近 5 カ年の平均出生数は 50 名程度となっており、その前の 5 年間の約 65 名と比べますと、少子化が進行していることがお分かりいただけようかと思います。

高知県の調査結果で示された、結婚や出産の希望に基づき算出した希望出生率というのがございますが、これが 2.27。26 年度の合計特殊出生率は、それと比べて低位に位置する 1.45 となっておりまして、大きな乖離（かいり）がございます。つまり、それぞれが理想とされる数のお子さんをお持ちになれていないということございまして、調査結果によりますと、この乖離（かいり）の最も大きな理由は、子育て、教育への金銭的負担であります。

ちなみに、1 位は、この子育てや教育にお金が掛かり過ぎるということございまして、

2 番目には、長時間労働の増加などにより自分の生活に余裕がなく、仕事と家庭の両立が難しいからということになっております。

3 番目としまして、子育て支援サービスの不足。それによる、仕事と家庭の両立の厳しさということになっております。

4 番目には、育児の心理的、肉体的負担に耐えられそうにないということございまして。

最後に 5 番目として、高齢で子どもを持ちたくない。こういった調査結果が出ております。

以上から、子育て世代の家計的負担軽減、家計支援は、少子化あるいは子育て問題の解決策として効果が高いと思われ、これまでも、多子世帯の保育料の減免、ならびに中学卒業までの医療費の無料化を実施してまいったところがございます。

また、出生につながる可能性の高い結婚に致しましても、結婚願望がありながら、出会いの場がなかったり、あるいは収入面での不安から結婚に踏み切れないということがありますと、出会いの場の創出であったり雇用の場の創出といった施策の効果を期待しております。

なお、子育てを含む少子化対策全般につきましては総合戦略で取りまとめているところでございまして、体系的に取りまとめ作業を行っているところでございます。

今議会でもたびたびご答弁申し上げましたが、10 月末に骨子、そして年度内に何とかこの計画を仕上げたいと思っておりますので、今しばらく、体系的な答弁につきましてはお時間を頂ければと思います。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

今、町長が言われました、そういうものがほんとに原因になってますね。少子化の原因。

これも県の調査の結果の数字が出ておりますが、独身者が結構多いということで、私もよく独り者の方の姿

を見かけるわけですが。

その県が、その独身者に対して調査をした結果を、この前教えていただきました。これ県民に対して、平成18年度に県民世論調査というので発表しておりますが。

1年以内に結婚したいという方が、独身者の方で11パーセントですね。

それから、いずれ結婚するつもりと答えた人が31パーセント。

理想的な相手が見つかるまで結婚しなくてもよい、いうふうに考えてる方が24パーセントなんですね。

ほんで、結婚するつもりはないという方が23パーセントで、無回答が11パーセントということになっておる。

これ、私は思った以上に、まあ結婚してもよいと考えている人が多くてですね、実は、ある意味では安心したわけです。もっと少ないのかなあとと思ってましたけど、結婚してもええというふうに考えてる方が、合わせて70パーセント近くあるわけですよ。

だから、今、特殊出生率とかいうふうなことを町長言いましたけども、今、日本で1.24か25くらいですよ。それから、最低限、特殊出生率が2.1ないと、人口減少はどうしても進んでいくと。2以下ですと、どんどん減っていくわけです。だから、最低でも3人、一世帯産んでいただいたら現状維持以上になって、人口が回復してくるといふような数字になっていくというふうな、歴史的な事実があります。

それがね、その一番何を、結婚するに当たって問題かというふうな問いもあるみたいですが、一番の問題はですね、やっぱり男女の出会いのきっかけがないという方々、そういうふうに感じてる方が非常に多いですね。それを何とか、そういう機会をつくって、出会いの場というものを設けてあげたいというふうなことで、あちこちで婚活というのがやられております。

最近聞いたんですけども、大方でも、ある任意の団体がですね募集して、今年で4年目になるらしいですが、今度、今月の20日に男女集まっていたいて、そのプログラムに、パークゴルフ場でプレーする。そして、その晩は蜷川の宿泊施設で、まあ食事なり歓談なり泊まったりして、男女の出会いを図るといふような、何かプログラムでやってるみたいですが。

それがなかなか、聞いてみるとですね、県と町から補助金もらってるらしいんですが、それもまあ、わずかな金額しか出してきてないというふうな話でございました。半分以上ボランティアじゃというふうな話でございましたが、これが、そのパークゴルフをかみ合わせてですね、プレーすることによって、ああ、今度はどうやってあそこをもっとスムーズに仕上げているかというふうなことを相談しながら男女でペアを組むらしいですから、それがコミュニケーションのもとになってですね、大変、参加された人には評判がええというふうな話を聞いておりましたですね、ああ、これはええことやと。

ぜひですね、出会いのきっかけをつくっていただいてですね、割と義理で出席する参加者も、今までのいろんな婚活を聞いてみると多くてですね。まあ積極的に、今度また行ってみたいというふうなことは口コミで広まっていったような団体がやってるのが聞きましてですね、ぜひもっと広げていただきたいと思うような考えを抱いたわけですが。

ただ、その予算が足りないんで、自分たちがまあグループで稼いだ金をそこへつぎ込んだりとかいうふうなこともしておって、まだなおかつ、その仲人役いがあるらしいですね。だからそういう人からも、まあやっぱなかなか気を使って大変じゃというふうな話も聞いたことがあるんです。

だからもうちょっと、まあ出会いで婚活促進に力を尽くしてる人たちとか団体がおられるわけですから、町としてももうちょっと、こう援助といいますか力を入れていただきたいというふうな気持ちがあつてですね、あえてこの少子化対策にですね、まあエピソードの一つとして紹介させていただいたわけですが。

これについて見解いただきたいです。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

小永議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご紹介いただきました黒潮若手の会の皆さんには、たびたび、さまざまなイベントを開催していただいたり、あるいはこの婚活イベントにも、ここ数年は大変ご尽力をいただいているところでございます。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

どのような手厚い支援策ができるかというのは、個別具体の策を現在持ち合わせておりませんので、いただきましたご指摘を基に、直ちに検討させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

男女の出会いのきっかけになるものをつくってくれておりますので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、次のマル3番に移ります。子育て世代の方々を対象にアンケートを行ったり、それから、彼らの要望があれば、それを聞き取り調査したことはありますか。もしあったら、どういう要望が多いか。もちろん黒潮町内ですけど。

よろしく教えてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の一般質問の少子化、子育て支援についてのご質問の、アンケート調査の実施の有無と、要望の内容についてお答えします。

議員がご指摘されます子育て世代の方にはアンケートは行っておりませんが、現在、子育てをしている子育て世帯へのアンケートの調査を行っておりますので、子育て支援にかんするものとして、その内容をお答えします。

調査につきましては、平成26年度に策定した、子ども・子育て支援計画の策定資料とするため、保育所ニーズや黒潮町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態等を把握することを目的に、町民意向調査、ニーズ調査として実施しております。この調査の対象者は、0歳から5歳および小学生のいる世帯で、調査対象者数926件により平成26年1月に有効回答数が735件あり、有効回収率が79.4パーセントの調査となっております。

議員の趣旨とは若干外れるかもしれませんが、子育て世帯の意見を紹介したいと思います。

ニーズ調査の最後に、行政に関する教育・保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関しての設問があります。その回答内容が該当するものと考えますので、その回答によりお答えします。

なお、この設問はフリー記入欄となっており、単純に数値化して集計できるものではなく、集計方法等により差が出てくるものと思いますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

調査の結果、この調査で最も多かった要望やご意見につきましては、土日祝日の保育の要望、病児保育の要望など、保育時間の延長などに関する要望が一番多かったものと把握しております。

次に要望の多い事項は、遊具のある公園の設置の希望や、安全で広い遊び場の確保など、地域の住環境の要

望やご意見が多数ありました。

その他、防災に関する要望やご意見などもありましたが、全体的に、保育所に関する要望が多く、子育て支援センターに関するご意見や、保育料に関すること、保育環境に関することなどの要望やご意見が数多く見られたという結果となっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

保育世帯を対象にしたというふうなことの要望でございますね。土日祝日、それから延長保育、遊具等を備えた公園の設置、それから、保育料がまあ高いと。安くしていただきたいというふうな要望でしょうが。

これ、何か現実に改善したのありますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今、健康福祉課長の方から、アンケート調査にかんする内容の回答がございました。

これまでもですね、保育所の運営にかかっては、その内容等をですね改善をしてきたところです。例えば、居残り保育の実施、あるいは土曜日の保育の実施等も行っております。それからまた、保育料にかんしては、多子世帯の減免といったことなども行っております。

それ以外に、細かなニーズ等もございますので、これまで行ってきたその改善以外にですね、これからまあ改善できるような点については内部で検討を進めていきたいと思っております。

ただ、財源が伴うことでございます。人的な措置もございまして、また町長部局とも協議をしながら検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

それでは、今その要望が実現しているのは、土曜日の保育、それから多子家庭への減免措置でしたかね。まだほかにある。これだけ。

（教育長から「居残り」との発言あり）

居残り。居残りと、多子家庭への減免。

これ、いつからでした。

議長（矢野昭三君）

許可を得て発言をしてください。答弁者。

教育長。

教育長（坂本 勝君）

その、それぞれの項目の開始した年度ということではございますか。

（小永議員から「うん」との発言あり）

ちょっと始まった年度については、はっきりした年度はここでお答えできませんけれども、居残り保育、それから土曜日の保育等については、かなり前から実施をしております。

それから、第3子への減免措置もですね、実施をしましてからは相当の時期がたってるといふふうに認識をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

その今の第3子への減免措置というのは、その条件としてはどういうふう違うんでしょうか。1子、2子と比べて。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

子どもが保育所、同一の保育所にですね在籍をした場合に、第2子については2分の1に減免になります。それから、同じく3人目が在園する場合には、それが無料ということになってきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

これ、いつから実施してます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほども答弁致しましたけれども、かなり前からと認識をしております。

ちょっと始まった年度については、確認はできません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

これ、収入限度額というの、ある程度裕福な収入の家庭はこういう措置は適用されないで、第5層から下の方、世帯に適用される。そういう措置ですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

ご質問の、世帯の所得に係る、いわゆる保育階層です。所得に係る階層については、それは該当致しません。どういった所得の世帯でも、対象になるということでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

それではこの、今、減免方法をずうっと、このまま続けていくということでございますか。これからも。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

現在のところは、その方向でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

そうか、限度額がないとは知りませんでしたね。

これ、そのアンケートを取った上で、考えて起こした減免措置とか優遇措置というふうになるわけですか。

結果的には。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、アンケート調査は平成 25 年度に実施しております。

で、多子世帯の減免は、もう既にその前から、いつスタートしたか分からんくらい前ということですね。アンケートに基づいてということでは、基本的にはありません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

そのアンケート、子どもの持った家庭、対象しておりますけど。

私が、主に少子化。一番先の問いにですね、主に少子化対策、子育て支援を問うと。一番先に書いてあるのはですね。

主にいうのはこの、今、世代間ギャップがありますね。若者の中には非常にこう、行政サービスが若者に対して冷たいと。高齢者に対して非常に、手当はあるけども、若者に対しては行政的なサービスが非常にないというふうな不満を持ってる。そんな報道が結構、しばらく前からあるんですよ。

それで、私の思ったのは、その妻帯者とか、子どものいる世帯だけでなくて独身の、それもこれから結婚しようかなと考えてるような人も対象にしてですね、もっと幅広く黒潮町でアンケートを取っていただいでですね。先ほどいろんな、国の調査とか県の調査も参考にはなるんですけども、もっと身近な、この町の中の若者の、まあ要望。あるいは、こういうふうに改善した方がええんじゃないかというふうな意見をですね、アンケートとして吸い上げて、これからのその少子化対策、あるいは婚活に役立てるような話が、当人たちから吸い上げることができんじゃないかと思ひまして、このアンケートいうふうなことを問うたわけです。

これから大至急ですね、県とか国のアンケートを問う項目以外にもですね、この仕事の、サラリーマンの都会とか、このローカルの方は全く状況が違うわけですから。収入の面でも。何が緊急に措置しなければならな

い。そういうのが、黒潮町の中で若者に直接当たってアンケートを取れば、もっと具体的な要望が分かってですね、行政の取る対応装置も有効なものが出てくるんじゃないかと思ひまして、アンケートの内容をちょっと聞いたわけでございますが。

これから、その少子化対策、婚活。そういうものを一つの目標にですね、新たにアンケートを取って、対象年齢の人に特にですけども、緊急にそういう行動を取る考えありますか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

若者への、まあ若者全体へのアンケートというご指摘だと思いますが。健康福祉課では、子ども・子育て支援計画という計画を、5年に一度見直しをするようになっております。

まあ、今回の子育て世帯へのアンケートにつきましても、それも策定のためのアンケートということで、当健康福祉課の方では、その子育て支援に関するアンケートを実施はしていきたいと思ひます。

というのは、その子育てを実際にしよう世帯に対してのアンケートは実施はしてまいりたいと思ひますが、ただちょっと、前回やったアンケートの中で、アンケートに関するご意見もいろいろありまして。何のためにアンケートをするのかとか、アンケート調査がいっぱい回ってきて、まあ迷惑をしているみたいなご意見もあつたりして、アンケート調査自身もかなり難しいのではないかっていうのが、認識を持っています。

また、全体的なアンケートにつきましても、施策をはっきりさせて、その目的をはっきりさせた上でのアンケートを実施するのが一番、アンケートとしてはやりやすいのではないかというふうに考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

アンケートを取るのですね、目的をはっきりさせるためにアンケートを取るんです。で、何のためにアンケートを取るかというのをご本人に、当然知らせる必要があるわけですね。書け言われても何書いていいかわかん、ということじゃ駄目ですから。はっきりと、婚活とか少子化対策、そういうものを想定に置いて取るアンケートですから。そういうものは、非常に単純な目標を作ってお示しなさればええわけで、難しいことを言う必要ないわけです。ただ、こういうことを対象にして考え方はどうですか、いうふうなことを聞けばええわけです。あんまり難しい話でもないと思ひますけどね。

まあ、ぜひですね、そういうことも近々、考えてやっていただきたいと思ひます。先ほど言いましたように県の調査もありますけども、その環境が違います。生活する環境がですね。黒潮町には黒潮町独特の環境があつてですね、ここやっぱ生活していかんといかん。その、ここの生活に合うような要望があるわけですから。そういうものを吸い上げたアンケート、そういうものを行ってもらいたいと思ひますが。まあ、よろしくご検討お願いします。

それから、もう一つこれで、これも平成18年の県の調査の統計でございますが、現実には持ちたい子どもの数についていうのがあつてですね。先ほど言ってなかったですよこれ。言ったかな。言ってないですよ。

（議長から「今、3番、続きですね」との発言あり）

現実的に、結婚したら持ちたい子どもの数というのがあつてですね、2人の子どもをつくりたいという人が43.7パーセント。平成18年の県の調査でございます。それから、3人の子どもをつくりたいというのが28.4パ

一セント。1人というのが6.7パーセント。それから、4人が3.4パーセント。5人以上が大体1パーセントくらいですね。ゼロ人という人は0.2パーセントしかないんですよ。

だから、結婚して、子どもというのは結構、2人、3人、4人、つくりたいという人が結構多い、ということなんです。

それで、もう一つ県の調査があつてですね。この今の言った理想の子どもを持たない理由というのがまた調査があつてですね、これはさっきとダブるかも分かりませんが、ご答弁と。子育てや教育にお金が掛かり過ぎるからというのが一番多いですね。62.4パーセントあります。

それから、町長もさっきおっしゃってました、仕事、勤めや家業と、子育ての両立が難しいというのが38パーセントありますね。で、子どもが伸び伸び育つ社会環境でないから、16パーセント。高齢になって子どもを持つのが無理だから、13.2パーセントという、こういう数字が出ております。先ほど町長が言われましたように、やっぱり子ども、子育てにお金が掛かり過ぎるといことが一番ネックになっておるといふようなことやと思います。

これに対して、先ほど町長が言われてましたように、また第3子から無料保育ということを実施されてるようですが、これ以上の対策というのは考えておられますか。もしあったら、いつから実施されるか。

で、次の質問2 のですね、国、県の補助金の活用で、出生率の向上を図る考えはあるか。

併せて答弁していただいたらと思います。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方から、主に子育て、保育所関係について答弁を致します。

先ほどから、いろいろとご質問もあります。確かに子育てにはお金が掛かるということでございます。特にお金の掛かるのは、やはり保育。小学校へ上がる前の子育てということになるのではないかと思います。

先ほども申しましたように、黒潮町ではこれまで、そういった減免措置、保育料の減免措置も行っております。まあそうした中で、今回のアンケート。アンケートの中でいろんな要望、保護者のニーズ等も把握ができればよいと思います。そういった内容をですね、もう一度細かく分析をして、できる部分から取り組んでいきたいと。

当然、特に財源が伴う事柄でございますので、これこれをいつからやりますということはこちらでは答弁できませんけれども、できる部分から前向きに取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは小永議員の、少子化、子育て支援対策のカッコ4について、通告書に基づきましてお答えを致します。

子どもを生み、育てやすい環境を整えることも出生率の向上につながってくると考えてございまして、まち・ひと・しごと創生における黒潮町版総合戦略の中でも基本目標の一つとして、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるという基本目標がございまして、この基本目標を目指す策定部会において、出産、子育てについての支援策も協議をしているところでございます。

この策定部会の検討委員には、町内のPTAや婦人会などの、行政以外の方にも参加を願って施策の検討を行

っているところございまして、議員ご質問の、何年度からいかなる施策を取る予定かということについては、先ほど町長からもご答弁をさせていただきましたとおり、黒潮町版総合戦略の策定を本年10月末をめどに策定中であり、策定された、まち・ひと・しごと創生事業は幾つかの総合戦略を持って、来年度からの実施を計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ありがとうございました。

今、策定中ということですね。

今年3月の、3月定例議会が始まったときに、町長の施政方針というのが発表されておられました。

昨年、政府は、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現するとしている。子ども・子育て支援新制度が本年4月より本格スタートとなります。現段階において、保育料の算定方法や財政措置などが細部までは公表されておらず、平成27年度は見切り発車で、というふうなコメントを書かれておりますけど、町長が。

これ、現段階において、本年4月より本格スタートとなります、現段階においても保育料の算定方法や財政措置などが細部まで公表されておらず、平成27年では見切り発車というふうな発表は、これは国の方が算定方法を、財政措置などが決まってないという意味でしょうか。それとも、ここの黒潮町が決まってないということでしょうか。

どっちでしょう。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

そのときの状況をちょっと説明させていただきたいと思います。

本年の2月、3月ごろですが、国の子ども・子育ての新制度の施行が4月直前に迫っておるにもかかわらず、例えば保育料の算定方式であったり、細かな部分の通知というか通達が本当に少ない状況でした。そのため、平成27年度は概要に合う形で施行して、27年度中に、まあおかしい所は調整していくという趣旨での発言だと思います。

以上です。すいません。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

もう一度聞きますが、それは国の方の考え方ですか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

まあ、基本的には国の方からの通達というか、考え方の出てくるのが遅いということです。

で、県の方に問い合わせを、担当の方がかなり執拗に問い合わせもしたところなのですが、細部がまだ決ま
っていないという返事が大変多くて、そこはもう独自で、こういうことであろうということで、制度というか
保育料の決定なんかもしていかないかんという状況でした。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

私、確認したわけじゃないですけども、平成 26 年度の補正予算ですね、国の。自治体が幅広い用途に活用で
きる、地域住民生活等緊急支援のための交付金。これは出てないですか。

これ、地方創生先行型という別名を付けてですね、国の方が 26 年度に補正してるんですよ。その方が地方
に来てないか。こっちの方に来てないかと思うんですけど。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

先ほど、子育ての三法のとことはちょっと違う分野でして、地方創生の先行型と。国の方で 1,700 億円、全
国で構られておりました。

その中で先行型といいまして、補正予算で組まさせていただきました地域商品券等がその部分に当たります。

そして、基礎交付額としまして、国の方が 1,400 億円構えていただきまして。これは、今、町長の方からも
ありました、地方版のふるさと創生の計画を策定する経費などに充てられることになってございます。

そして、あと上乘せ交付金というのがございまして。これもですね、地方単独の分で配分をされる予定で
すけども。これは、全国の市町村が事業を出してですね、取り合うというような格好になりまして、その部分は
まだ不確定ということになるろうかと思えます。

子育てとかいろいろな面にですね、使える交付金というふうなことで地方創生の分となりまして、地域住民
生活等緊急支援のための交付金ということになってございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

プレミアム商品券の資金となるのは、地域消費喚起生活支援型というのじゃないですか。で、運用が、基本
的スタンスはですね、運用がスムーズに、迅速に執行するというふうなことが基本スタンスになってるはずな
んですけど。

先ほどの地方先行型というのはですね、地域住民生活等緊急支援のための交付金であって、プレミアム商品券
の方は地域消費喚起生活支援型という補助金なんですよ。

この使い方、ちょっと違うはずなんですけども、どっちなのでしょう。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今説明をしました、地域住民生活等緊急支援のための交付金という中にですね、今ご質問のあった地域消費喚起生活支援型とですね、地方創生先行型と、2つに分かれてございます。その2つに分かれております、地域消費喚起生活支援型にプレミアム商品券があるということでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

まあ専門家ですから、私の方が素人みたいなものですから間違ってると思いますけども、もう1回確認しますから。

地域住民生活等緊急支援のための交付金、これが来たわけですか。

（議場から何事か発言あり）

これが来たわけです。ほかには来てない。

これは平成26年度の補正予算ですから、国のね。これは、今、大きく分けて2つあってですね、この補正予算が。で、さっきのプレミアム付き商品券というのは、地域消費喚起生活支援型と。ややこしい、似たような名前ですからあれですけども。これをプレミアム商品券に使ってですね、この資金を。これは、とにかく迅速に執行しなさいと、国の方は言うわけですね。景気を煽るためにね。

それからもう一つ、その言うのは、自治体が幅広い用途に活用できると。ただ、これは地域住民生活等緊急支援のための交付金。地域住民生活等なんですよ。これがその、例えばさっきから言ってます少子化とかです、人口増とか、保育園に使うとか、こういうふうな使い方をするような資金だと思いますけど。

どちらが来たのか、両方来たのか、片方しか来てないのか。で、どっちが来たのかいうのを、もう一回明確に教えてください。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

交付金の名称は、地域住民生活等緊急支援のための交付金というのが来ました。

その交付金の中に、型がですね2つの型がございまして、1個の型が、地域消費喚起生活支援型という交付金と、地方創生先行型という型が2つあるということになりまして、地域消費喚起生活支援型というのがプレミアム商品券ということになって、地方創生先行型というのが全般に使える分ということで、交付金は1つでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

まあ、ややこしいということ。特別がどこでつくか分からんようなあれですけども。

26年度の予算でですね、しっかりその保育園で、この地方創生先行型いうのを使ってですね、保育料を0歳から3歳まで、それまでは2分の1の減免措置いうんですけども。それから、4歳までは減免措置が3分の1。それから、5歳は一切減免措置なしいう。まあ、これは第5層以下の方を限定してですね、上限を。まあ、一

種の優遇いいますか減免措置をされておったわけですけども。

ある自治体なんかではですね、もう0歳から3歳、それから4歳、減免措置の全くなくなかった5歳。これまですべて、保育料無料にしてるんですよ。もちろんさっき言った、限定してます。第5層以下はすべて、0歳から5歳まで全面無料ということになってます。そういうことを実現してやってるいうところあるんですね、既に。

で、これ何で来なかったかというのが不思議なんですけど。まあ、枠があつて来なかったのかも分からんけども。

まあ、それだけ、1回言っとうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問のご趣旨は、恐らく、先行型という使い勝手のいい交付金が国で用意されていて、それを原資に充てて子育て支援ができたんじゃないかというような趣旨ではないかと思っています。

先ほど申しあげましたように、交付金の制度としては1つでして、その制度一つでくくられている交付金の制度の中に2つの使い道がございまして。

一つは、地域商品券とかに代表されるような、消費喚起型の使い方をしなさいという枠組みがあります。それから、もう一つは先行型といひまして、もう少し使い勝手が、自由度が効く。この2つは、両方来ています。ただし、交付金の制度としては1つです。

で、先行型で、そういう子育て支援ができたんじゃないか。おっしゃられるとおりで、やろうと思えばできています。

で、なぜそこへ踏み切れなかったかというのは幾つか理由がございまして。

まず、大体のことがカバーされているような制度になっているような言い方をしますけれども、国の方は、当時、この補正が組まれるという情報が入ってから、内閣府の方へも何度もお伺いを致しまして、まち・ひと・しごと創生本部で情報収集にも当たりました。そのときの次長の見解は、27年度に地方版総合戦略を組むことになりまして。で、その地方版総合戦略に基本的には乗っかるメニューに充当していただきたい。しかしながら、27年度に組む計画は、あくまでも27年度中、もしくは28年度当初からのスタート案件であつて、今回の補正を充てるメニューは、財源として充当するメニューは、メニューには載っているだけけれども、いったん27年度で完結するような作文ができる、そういったことに充当してくださいということでした。

幅広く使えるようなことは言われてたんですけども、結構対象が絞られるということに、当時は自分たちでそう判断を致しておりましたし、ほかの市町村でも多くがそう判断をされたと思います。

よつて、あの先行型のやつは、先ほど副町長が申しあげましたように、用意された国の財源の中のほぼすべては外形指標で配られます。人口であつたりとか、減少率であつたりとか、こういったことで。

それから、ちょっと残つてる枠がございまして、そこを、まあ政策コンテストではないですけども、市町村が競つていろいろな事業を挙げてきなさいみたいなことになっておりますが、基本的には、地方版総合戦略でどんなメニューを組もうとも、恐らく、交付金の配分というのは外形指標で配られることになろうかと思ひます。

よつて、どちらかというつですね、イメージ的には、事業で何か大きいお金がどおんと入ってくるということではなくて、むしろ交付税のようなイメージをお持ちいただければ、今後の交付金の動向が少しつかみやすいかと思ひます。

国の方でも実際に、交付金と交付税のさび分けをどうするのかという判断を、実はいまだに結論が出てないというのが状況です。そのさび分けを緊急にやって、新型交付金の制度ができて、28年度からはそちらに移行するというにはなりますけれども、まだまだ確定段階ではございません。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私が聞いたところではですね、一番基本は、地方創生というのはもちろんローカルの地方を、弱ってる、疲弊した所をまあ喚起して、元気にさせていこうということなんだろう。その一番の基本になってるのは、人口減少と産業の停滞なんですよ。一次産業、二次産業、三次産業の。

その使い勝手のええお金を、まあ大きく分けて、先ほど町長も副町長も言われましたように、子育てに使う部分と、それと地域の振興に使う。比較的自由に使える。そういうふうな二通りに分けて予算を組んだ補助金になっていると。

これ、5年間なんですかね。予定としては。国の方の今の説明の中では。それ、もし、人口減少のために婚活なり、少子化に対するお金を使うなら、その5年間の間しかそれが使おうと思っても使えないというふうなことなんだろう。

今度来たのは1億円ですか。商品券に使ったお金というのは。すべてそちらに使ったということですか。ほかにも何か使ってるということ。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

25年ですね、3月議会のときに補正を組まさせていただきました。その内容がですね、この地方創生の分になります。

で、それが今回、計画を立てる費用約1,000万とですね、そして缶詰等の制作に掛かる費用とかですね、そして、あとがプレミアム商品券とかいうことの分にですね、この地方創生の分の交付金を活用してございます。

そして、今後5年間ながですけども。今回の補正予算で地方交付税が増額になったというふうなお話をさせていただきました。その中に、基準財政需要額といいまして、経費を算定する基礎がございます。それがですね、この地方創生分になろうかと思えます。

その内容が、鑑定額をするときに指標がございます。その指標が、人口の増減率や転入者の人口の比率、転出者の比率、そして若年者の就業率などですね。そういう人口に関することにつきまして計算をしてですね、お金を出していただくと。交付税の交付があるということになってございます。

先ほど町長が言いましたように、この事業をやるので、その何分の1が交付金として来るとかいうわけじゃなくてですね、こういう基準を下にした交付がですね、今後5年間の中で行われるだろうというふうなことで、今、推測をしてございます。

まだ国の方も、そのきっちりとしたことがまだ決まってないようですので、交付金で来るか、こういう交付税で来るかを、まだ算段をしているという状況であると思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番 (小永正裕君)

先ほど、プレミアム商品券に使った金額と、そのほかに来た金額とを聞いてるわけですけども。出てきた補助金ですね。

議長 (矢野昭三君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

プレミアム商品券の交付金についてお答えを致します。

資料をちょっと手元に持ち合わせてないので、記憶の中での答弁になりますけれども、その消費喚起型へ対する交付金というのは3,007万7,000円ではなかったかと記憶しております。

以上でございます。

(小永議員から「以上。全部で」との発言あり)

ええ、その消費喚起型の交付金は、その額でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7 番 (小永正裕君)

それでは、今年10月に出来ますか。その計画が。27年度の、まあ保育園に対する補助金とか、出ませんか。

(議場から何事か発言あり)

これから出る。今策定中とかいうふうな話でしたんで、これから出ます。10月に発表ということになりますか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

総合戦略組んではおりますが、重複致しますけれども、10月末にお示しできるのは、人口ビジョン、それから総合戦略の骨子ということになります。

なので、そこで大体のですね、こういった施策を打ってまいりますということを体系的に整理したものが骨子として出てくるんですけども、そこに具体的に、例えば子育て支援の中で保育料の減免を何パーセントするとか、その原資は何を充てるとかということが全部乗っかってくるわけではなくてですね。

現在、町に最上位計画で総合振興計画を持つてことはご承知だと思いますけれども、あれを少しブレークダウンしたようなですね、実施計画の方へ傾いたような、そういった計画が挙がってくるということでございます。

よろしいでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7 番 (小永正裕君)

どうもそしたら、あんまり当てにできないような話になるわけですか。

今のこの、ほかの自治体ではですね、保育料を5層まですべて無料にしたとかいうふうな措置を取ってますけども、この町では、それはなかなか無理やということになるのでしょうか。

緊急な対策として、人口減少というのは一番、国の方も心配されてるわけですから、各地方もそれに見合うようにですね、それなりの力を入れていかんといかんと思うんですけども。

で、先ほどから言いましたように、その子育て世代の人たち。まあ、わずかな僕の知り合いの人の若い人の

話聞きますとですね、やっぱり3子目からは、保育料はもうできたら無料にしてもらいたいと。先ほどの所得のことも聞きましたけども、都会で、おんなじ世代でもらう所得の金額高と、この田舎で頂く、財布に残るいう所得とは全く違いますんで、で、考え方が都会と田舎とおんなじような考え方したら絶対駄目なんですよね。だから、田舎の方がずっと疲弊してますから。一生懸命ここ、土地に残ってますね、子育てしようと思う人を助けてあげるということが。先ほど、若者層と高齢者層との世代ギャップがあるというふうな、行政サービスギャップがあるということはそういうことなんです。

だから、できるだけその行政で支援できることは、子育てに一番お金が掛かるとみんなが実感しているということはもう確かですので。それで、もっと子どもをつくりやすい、結婚しやすいというふうな気持ちになっていただくことが、行政としての大きな役割やと思うんですよね。だからそのとこをずうっと心配しまして、もう何年たってもおんなじような状況が変わってないというふうなことに。

(議長から「はい、時間が切れました」との発言あり)

はい。

延長。

議長 (矢野昭三君)

はい、認めます。

7 番 (小永正裕君)

この2原則で、よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

2割、はい、以内です。

7 番 (小永正裕君)

それと、もしこれが十分に使えないようでしたら、例えば国、県の別の補助金ですね。過疎債とか。そういうのを受けて、保育園とかそういう、保育料の親の手助けにどうしてもさせてもらいたいと。

さっき聞いた人数ですと、大した金額ならないと思うんですけどもね。全部足して保育料を計算してもですね、5歳まで無料にしても、そんな大きな金額にはならないと思います。

それで、過疎債適用時にちょうど、全部なってますんで。今、黒潮町が。以前は旧佐賀町だけでしたけど、大方は除外されてましたけども、平成22年の更新過疎債の延長のときに初めて、そのソフト面にも過疎債を使えるというふうなことが認められまして。それと同時に、その旧大方町も含めて、黒潮町全部が過疎債の適用地として認められたわけですから。それで、平成24年ですか、またこのときに5年間延長ということになって、平成32年まで過疎債を適用されるというふうなことが決まってますんで。

もし、この補助金で使えないようでしたら、過疎債をぜひとも借りていただいてですね。いくら少ない金額でも3,500万は必ず借りれるはずですから、ソフトの面で。それで、まあもっとほんとは借りれるはずなんですけどもね。有利な起債でございますんで。そういうものを使って、まあ家庭のご支援をしていただければと。もしこれが使えなければですよ。

いうことで、お願いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

お答え致します。

交付金の下り方とですね、交付金のその要綱が固まらないと正確な答弁はできませんけれども、先ほど副町

長も申しあげましたように、例えば外形指標で交付税として入ってくるものであれば、一般財源ですので、ある一定自分たちに使い道が決定できるということになります。

ただ、問題はですね、25年度あたりからこう、地方相生地方創生とわいわい言い始めまして、大変自分たちも期待もしましたし、今、苦勞して総合戦略も組んでるんですけども、自分たちが期待したほど、実際に国の予算がついていないというのが現状です。ついてないレベルも違いまして、けたが1つ違うんじゃないかというぐらいの、その程度の予算措置になっておりまして。今、一生懸命自分たちも声を挙げておりますが、もう、恐らく来年度予算についてはどうしようもないと思います。あとは、もう補正要求していくしかないのかなと思っております。

財源的に確保ができれば、こういった有利な起債を打ってというのは、もう財務がしっかりと対応してくれておりますので、一般財源の総量さえ確保できればいろいろな施策が打てるようになるかと思っております。

決して、10月に出てくる地方版総合戦略で子育て支援をしないと、そういうことではなくて、子育て支援というのはもう一つの大きなお題目になっておりますので、積極的に検討をさせていただいてる最中ですが、それが体系的に、こんなことをやります、こんなことをやります、こんなことをやります、こんなことをやります、と出てくるということです。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

まあ、あんまり、これ以上言うてもしょうがないかも分かりませんが。

まあ肝はですね、財政的に非常に厳しい状況に各家庭が置かれておることなんです。ほんで、子ども・子育てに対して保育料が一番重圧掛かって、自分たちの生活にですね非常に重い比重を持って生活が苦しいと。これ以上子どもをつくったら生活ちょっとできんね、というふうなとこまで追い詰められたような状況の人が結構多いという事実なんですよ。これをいかに行政が手助けできるか。

で、子どもを3人くらい産みたいという人がおるわけですから、ぜひともそういう人がほんとにその気になってですね、現実には黒潮町の人口がですねどんどん増えていただいたら、こんなうれしいことないと思います。

年寄りの人の話聞きますとですね、近くに保育園がなくなった、子どもの笑い声が聞こえなくなったと。こんな寂しいことはないぞというふうなことをよく言われてはおります。

ぜひともですね、この町の最も重要な目標の一つとしてですね、子育て支援。具体的には、一番助かるのは保育料、できたら無料化。こういうことに一つの目標を置いてですね、ぜひとも執行部の皆さんは一丸になって頑張っていっていただきたいと。

一応、これで終わります。

議長（矢野昭三君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩致します。

休 憩 10時 23分

再 開 10時 35分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、チリ中部沖を震源とする地震による遠地津波への対応について報告をさせていただきます。

9月17日木曜日、7時54分ごろ、マグニチュード8.3と推定されます、チリ中部沖を震源とする地震が発生を致しました。

その後の対応について報告させていただきます。

同日15時30分、消防団佐賀分団および白浜区長に、海岸の陸閘（りっこう）および水門閉鎖の指示。

同日17時、チリ中部沖を震源とする地震への対応について、職員へ告知を致しました。

17時30分、情報防災課の2名で注意体制を敷きまして、17時45分には、町内放送。これは外部スピーカー、告知端末、両方使いまして、住民の皆さまへの注意喚起を行いました。

明けまして9月18日金曜日、深夜3時、津波注意報が発表され、同時刻に情報防災課5名、まちづくり課2名、健康福祉課1名、地域住民課3名、建設課2名、計13名で第1配備態勢を敷きました。

3時3分には緊急速報メールが配信され、3時11分には消防団員へ情報提供メールを送信、3時14分には黒潮消防署より津波注意報に関する一斉放送を行い、5時30分には、職員が佐賀地域、大方地域の状況確認に出発致しましたが、沿岸におられる方への注意喚起を行い、その時刻での被害の確認は取れておりません。

10時30分現在でございますけれども、黒潮町の沿岸部への公式の津波到達の公表はされておらず、被害状況も報告はございません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

日程第2、議案第18号、平成26年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第51号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されておりました議案につきまして、18号から51号までの報告を致します。

審査日時は、平成27年9月9日から27年9月11日まで、出席議員6名、山崎、森、坂本、澳本、小永、浅野の、各議員の出席を得て審議を致しました。

まず、18号議案から始めます。

この議案につきましては、平成26年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入の全部と、歳出2款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出、ならびに、歳出のうち9款、10款、12款、13款。そして、財産に関する調書のうち、総務教育常任委員会が所管する事項でございます。

決算につきましては、皆さんのもうお手元にも何回も目を通しておられると思いますけれど、総額で、決算の歳入総額が104億4,106万2,099円。不納欠損額が194万389円。収入未済額が7,881万4,856円。歳出の総額は98億7,796万8,165円。翌年度への繰越額が12億2,250万円。不用額が13億6,837万7,851円ということになっております。

単純に差し引きますと5億6,309万3,914円が残額となっております、そのうち明許繰越が2億421万1,000

円、実質収支が3億5,888万2,194円となっております。

総務委員会では、それぞれ内容につきましてかなり突っ込んだお話もありましたが、私がここに、この分厚い決算書の中をいちいちひもとくまでの能力はありませんけれど、皆さまに既にお配りしております一般会計および各特別会計決算審査意見書というのが、かなり私の意向と同じような格好でまとめられておりますので参考にしてください。

一番我々が心配する町税のことですが、町税につきましてはその中の9ページに大体、その収入率、こういうものが記載されておまして、徴収率、三税の徴収率全体では、0.2ポイント上がって93.62パーセントとなっております。徴収の努力、こういうものが見られております。

それから、歳入のうち収入未済額、不納欠損額が10ページにございます。

26年度の一般会計の収入未済額は、町民税が1,896万8,000円。それから固定資産税が2,773万7,000円。軽自動車税が3,800万2,000円。その他、分担金、使用料、手数料等がございまして、合計が7,881万5,000円の収入未済額がございます。

不納欠損額につきましては、一般会計で、町民税が61万円。固定資産税が88万1,000円。軽自動車税が41万9,000円。使用料及び手数料が3万円。合わせて194万円という不納欠損額になっております。

収入未済額も不納欠損額もそれぞれ審議されまして、まあ妥当であるというふうに感じております。

また、歳入の状況は11ページ以降、それから、歳出の状況につきましては16ページ以降、総務費、それから消防費、その次のページの18ページで教育費、公債費というようなことで明記されております。

内容も、それぞれ繰越明許費が多額に載っておりますけれど、それぞれの理由がありまして、妥当に繰り越されたものというふうに感じております。

特に消防費ですが、17ページ以降に書かれておりますが、ちょっと読ませてもらいます。

予算現額は21億6,560万8,000円、決算額は93万4,787円で、翌年度繰越額が5億4,028万円で、不用額は6億9,054万1,000円であったというものです。

それからその中身は、幡多中央消防組合本部負担金が1,813万7,000円。幡多中央消防組合の黒潮消防等分担金1億7,641万7,000円。津波避難路測量設計委託料が繰越明許となりまして1,212万3,000円。木造住宅耐震診断委託料、繰越明許費も含むで1,147万3,000円。等々書かれておまして、明許費なんかもあります。消防費の不用額については6億9,054万1,000円と大変多額なものになっており、その割合は35.9パーセントとなっている。

これは予算の弾力性を確保するために許されるであろう余裕の予算の範囲の3から5パーセントをはるかに上回るもので、予算執行の責任が果たせていないというご指摘もありますが、しかしながら、内容を確認してみると、そのほとんどが津波避難タワーの設計工事費となっており、用地の関係や工事の機関等考慮すると、これ以上繰り越すことが難しく、また制度の上で、津波避難対策等加速化臨時交付金制度が延長されたこともあり、総合的に考慮した上でいったん不用額とし、平成27年度に新たに事業を実施するというものであるというふうに書かれております。

まあ、このように明許額も大きいけれど、理由のあって翌年度へ繰り越しているものもございます。

あと、教育費、公債費をご覧ください。

以上でございます。

歳入歳出決算書は、皆さまの審議を十二分に行いまして、全会一致で認定するということになっております。

続きまして、議案20号でございますが、平成26年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この宮川奨学資金の特会も、同じく、決算書の中に書かれております。

この宮川奨学資金の特別会計は、歳入の合計額が2,233万6,000円。1,000円以下は略しております。歳出では2,226万5,000円となっております。

歳入の状況の中で、収入未済額が381万5,000円ございます。最近、この貸付金の3カ年の貸付状況は、ページ、22ページにございますが、大学生や専門学校の方には月額3万円を貸し付け、高校生には月額2万円を貸し付けるようになっております。

26年度は、それぞれ区分分けされておりますが、合計で64の方に貸し付けを行っております。

貸付現在高の状況は、26年度末現在高で1億4,462万6,800円となっております。佐賀の時代からの奨学資金、それから旧宮川奨学資金、黒潮になってからの宮川奨学資金、それぞれ書かれておりますのでご参照ください。

以上、宮川奨学資金については中身を精査した結果、認定ということになっております。全会一致でございます。

続きまして、議案21号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、給与等の集中処理でございますので、結果だけが全体的に報告されておりますので問題ないかと思っております。

当委員会では、全会一致で認定ということになっております。

29号でございますが、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、これも決算意見書の方を参考にしてください。

情報センターの事業特別会計は、歳入総額が1億7,018万9,000円。歳出の合計が1億7,011万円となっております。

この情報センターの加入の内訳でございますが、個人加入戸数が、加入戸数が26年度は告知放送のみが2,239件。それからテレビ放送が1,496件。それからインターネット告知放送が526件。それからインターネットテレビ放送が632件。合計で4,893戸が加入しております。

以上でございます。

本件については、慎重審議の中で認定ということで、多数でございます。

次に、31号、黒潮町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明します。

黒潮町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の行政不服審査関連三法の法制定に伴い改正するものでございます。

本案は、自治体のみならず、一部事務組合、幡多の6市町村の消防組合、広域事務組合等も対象となると聞いております。

国民の公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実の観点から、時代に即した見直しがあったということでございます。

我々がこの行政の中において、行政指導で不可解な点があるときに中止等を求め、行政間に問い合わせると。それについての審査会も開いて行うということございました。

本案について審議したところ、全会一致で可決となりました。

続きまして、32号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例について審議致しました。

32号につきましては、33号も同様な観点であります。32号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法がこの10月から施行されることによる手続等のために、業務運用の見直しのために行政条例の改正をするものでございます。

ならびにですね、33号も同様の内容でございますが、この場合は黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例ということで、皆さんがこの10月に、住民の皆さんのところに通知カードというものが届きますが、それを紛失された場合、さらに再発行という場合に500円の手数料を必要とするという内容でございます。また、来年1月から発行される個人番号カードを紛失した場合には、800円の手数料が要するという内容でございます。

32号、33号、それぞれ審議し諮りましたら、多数で可決。32号、33号とも、多数可決ということでございます。

続きまして、34号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について。これは建設課の水道事業の事務分掌の窓口に関することが現在になっておりますが、この窓口という文言を削りまして、黒潮町行政組織における業務バランスを整え、避難対策の充実を図る目的で機構の見直しを行う。ということで、建設課への水道の移管によるものでございます。窓口のみでなく、水道事業全般の事務を建設課で事業執行するための条例改正となっております。

本案については、全会一致で可決ということになりました。

続きまして、36号でございます。黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、本年3月に町職員が引き起こした交通死亡事故に起因して、懲戒処分が確定したために、職員の管理責任を負う立場の町長、副町長の処分を行うため、平成27年10月1日から27年12月31日までの3カ月間、町長の給料月額から当該月額の100分の20パーセントを減じるもの。それから、副町長においては同様に100分の10パーセントを減じるものということで挙がっております。

この件では、黒潮町も大変、遺族の皆さまにご迷惑をお掛けしましたが、また、遺族の方々からも、加害者へのいろいろな配慮、救済のお言葉もいただき、刑が随分軽くなったこともあり、罰金刑で済まさせていただくことができました。この、町長、副町長の職員に対する思い、全責任の気持ちから、こういう提案がなされております。

各委員にお諮りしたところ、本案については全会一致で可決することになりました。

37号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳入のうち、9款、10款、17款から21款。歳入14款、15款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳入。歳出2款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出。歳出のうち9款、10款、ならびに第3表地方債補正までを当委員会で審議致しました。

補正予算の総額は、皆さまのもう一般補正予算の中にございます。歳入歳出へ1億319万円。総額で115億1,900万5,000円とするものでございます。

中身については、皆さんのお手元にありますが、当初の執行部の説明にもありましたので、さほど私の方から説明することはございませんが。

歳出はですね、例えば、ページ、18ページでございますが、総務費の情報化推進費として、委託料で2,295万6,000円をマイナンバー制度導入セキュリティ対策費として委託するものでございます。

それと、庁舎の建設費と致しまして、委託料が590万4,000円。配管布設工事の設計委託、工事施工管理委託等でございます。

それから、戸籍の住民基本台帳等費として、18の備品購入費、個人番号制度用プリンター。これは、マイナンバーの個人カードの裏書き用に必要であるということでございます。

選挙費の中で、農業委員会委員選挙費606万8,000円をトータル的に計上しておりますが、これが計上した後で、制度改正により農業委員会は町長部局で推選するようなことになりましたので、決定するようになりま

したので、今回は計上はしておりますが不使用ということになると考えております。

消防費ですが、25 ページでございますが、負担金補助及び交付金の中に2,763万7,000円という予算を計上されております。これのメインは、緊急輸送道路用等沿道建築物耐震事業補助ということでございまして2,625万1,000円。それと併せて、防災拠点建築物耐震事業補助金として138万6,000円計上しておりますが、これは、旧国道56号線の27件分の耐震診断、ならびに耐震改修調査を行うというものでございます。

大きなものはそういうところでございます。

一般会計補正予算を委員とともに審議致しまして、多数でございますが可決と致しました。

続きまして、42号、黒潮町小型動力ポンプ付積載車両購入（佐賀分団、蜷川分団）の物品売買契約の締結について報告します。

本案につきましては、佐賀分団、蜷川分団、合わせて1,890万円の車両購入についてお諮りするものでございます。

佐賀分団は、平成3年10月30日に既にお買い上げ済みで、もう古くなりましたので、これをお買い換えということでございます。

蜷川分団につきましては、平成3年12月27日から使用してございまして、ポンプ付きで購入するものでございます。

蜷川分団の積載車両につきましては、過去、古くなっておりますので1回は修理された。2回目も修理が必要がありましたけれど、このまま修理して使うよりは、いつ救急な火事が起こるか分からん。本番が心配になりましたので、今回、買い替えたというものでございます。

これも皆さまにお諮りしたところ、全会一致で可決ということになりました。

次に、44号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）、

同じく、45号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）、

同じく、46号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）。

この3件とも同じような内容でございますので、併せて報告致します。

幡多広域市町村圏事務組合が過去に譲渡した組合立の下記の6つの施設については、関係市町村で必要になっている議会議決を経ないことが本年2月に判明し、このたび関連する必要な事務処理の3議案を、幡多広域市町村関係6市町村が同一の内容で議会議決を受けるものです。地方自治法の第286条第1項、および同法第289条によるものです。

施設名は、6カ所ありまして、特別養護老人ホーム千寿園、これは宿毛市。それから、特別養護老人ホーム大月荘、これは大月町。特別養護老人ホームかわせみ、これは西土佐福祉会。身体障害者療護施設太陽の家、これは土佐清水市。幡多郷土資料館、四万十市。幡多公設地方卸売市場、四万十市。が該当になっておまして、これは、後にあります議案47号、48号の議決をもらうために県と協議しておるさなかに発見されたものでございまして、本来やるべきことを今やるということでございます。

まず、44、45、46号につきましては、皆さまにお諮りしましたところ、全会一致で可決でございます。

続きまして、47号、48号、同様の案件であります。

47号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

同じく、議案48号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についてという案件でありまして。

これは両案とも、特別養護老人ホームしおさい、土佐清水市を、無償で譲渡するというところでございます。本案については、47号、48号共に、全会一致で可決でございます。

49号でございます。四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて。

本案については、平成22年1月19日、四万十市および宿毛市と黒潮町との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決をすべき事件に関する、平成21年黒潮町条例第19号(第2条)の規定により議会の議決を求めるというものでございまして。中身は多彩に及んでおりますが、市町村の垣根を越えていろいろとする施策が整っております。

例えば、第3条では、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所を黒潮町国民健康保険直診診療所に改める。四万十川や足摺岬など観光資源に恵まれた、という言葉、その前に、幡多広域観光協議会や各観光協会等の連携強化を図り、というふうに、文言を訂正、加入するものでございます。

本案について諮りましたところ、全会一致で可決でございます。

続きまして、第50号、鈴辺地に係る総合整備計画の変更について。

これは、平成24年から28年度の5年間の整備計画のうちで、成又熊野浦線の事業費の計画を変更をするもので、27年度の事業費が今まで1,500万円だったところを3,000万円に、28年度の事業費を1,500万円だったところを4,000万円に変更するもので、財源もそれに合わせて変更するものでございます。

本案について諮りましたところ、全会一致で可決ということになっております。

最後に、議案第51号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてという案件でございます。

本案については過去の継続でございまして、平成27年度から、また新たに31年までの5年間の整備計画を策定するものでございます。

5年間の事業費を1億2,000万で情報基盤整備等を行い、生活環境の格差解消を図るものでございます。

本案については、全会一致で可決ということになっております。

以上で、私の方の報告を終わります。

議長(矢野昭三君)

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

13番(小松孝年君)

総務教育常任委員会への審査の中で、まあすべて認定、可決されておりますので、まあ何ら問題はなかったんだと思われませんが。

その中でですね、29、32、33、37号。これ、全会一致でない、多数の可決、認定になっておりますけども。

そういった中で、反対意見などどういう意見があったか。一部でいいですでお聞かせいただきたいということと。

それからまた、その他の事件で何かこう議論になった部分があれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長(矢野昭三君)

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長(山崎正男君)

その多数の案件につきましては、特段これという内容は聞いておりませんが、まあ、最終判断のときに反対

という意見でございます。

それから、特別なことですか。

(小松議員から何事か発言あり)

それは、歳入歳出のうちで。

(小松議員から「まあ、全部になると思います」との発言あり)

全部。

(小松議員から「まあ、議論になった部分があれば」との発言あり)

特段、それぞれの委員さんからの指摘はいろいろございましたけれど、まあ徴収の問題とか、それからそれぞれ明許の問題とか、それぞれの委員さんの視点がございますので、これがこうだ、これはこうだ、ということとはかなりの数があるかも分かりませんが、ここでは控えさせていただきます。

議長 (矢野昭三君)

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、午後 1 時 30 分まで休憩致します。

(議場から何事か発言あり)

ちょっと待つて。何か。

(議場から何事か発言あり)

1 時というが、1 時でよろしい。

(議場から何事か発言あり)

じゃあ、訂正致します。

午後は、午後 1 時から行います。よろしくお願い致します。

休 憩 11 時 20 分

再 開 13 時 00 分

議長 (矢野昭三君)

それでは、定刻になりましたが、まだ事務局長が着席しておりませんので、このまま 1 時 10 分まで休憩を延長致します。

休 憩 13 時 00 分

再 開 13 時 10 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務教育常任委員長から発言を求められております。

これを許します。

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長 (山崎正男君)

貴重な時間を拝借しまして、議長のお許しを得ましたので。

先ほどの、私の総務教育常任委員会の委員長の報告の中で、小松議員の質疑に対し、特段これという内容は聞いていない旨お答え致しましたが、多数の可決の内容の中身については、32 号、33 号、37 号において、マ

イナンバー制度についてのご意見がございました。

個人の預金ナンバー等を政府が掌握し難いがために整備するものではないかとか、それから、個人の情報が漏えいする恐れが心配されるため反対する意見等がありましたので、最終的には多数で可決されたものですが、こういう反対のご意見があったことを申し付けて加えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

これで総務教育常任委員長の発言を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

審査日時につきましては、9月9日午後1時から午後5時10分まで、および9月10日午前9時から午後17時30分まで、および9月11日午前9時から10時15分までで、町長および各担当課長出席の下、説明を受けました。

産業建設厚生常任委員会に付託されました議案は17議案でございます。本会議で説明を受けたものや、深く議論にならなかったものは除き、報告を致します。

まず、議案第18号、平成26年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳出のうち、2款のうち産業建設厚生常任委員会が所管する歳出、歳出のうち3款から8款および11款、財産に関する調書のうち、産業建設厚生常任委員会に所管するものについて審議致しました。

特に不用額が多いものや、新たに取り組んだ事業を決算書、および業務執行報告書を照らし合わせて詳しく説明を受けました。

決算全体の評価では、やはり実績減、入札減、見込み減など、不用額の多さや予算の流用の在り方について早めの調整ができないかと、委員からは意見が出ました。

これに対して、町長より、できるだけ見積もりをしっかりと正しく予算執行をすることが大前提である。精度を上げるよう各課長に指示を出す。流用についても同じように指示をする、という返答がございました。

続きまして、2款総務費のうち、産業建設厚生常任委員会の所管する事項について報告致します。

まず、ページ、92ページの国土調査費についてでございますが、委員からは、測量は進んでいるが認証を早く、急ぐ必要があるのではないかと意見が出ました。

これに対し担当課長からは、26年度より業務を2名体制にし、本会議で説明があったように、今年度パソコンも1台でも増やし、早めの対応をする、という答弁がございました。

続きまして、108ページからの3款民生費についてでございますが、これが一番、不用額が多い費用となっております。

これに対しても委員から、不用額が多過ぎるので3月補正で調整できないか、という意見が出ました。

担当課長からは、医療費の助成であったり、不測の事態に備えてのこともあり理解していただきたい。3月の補正でもできるだけ調整をしている、という答弁がありました。

次に、保育所の移転事業も26年度より行われており、このことについても委員から、保育園の用地について地域の実情に沿った移転計画になるような検討をしているか、と意見がございました。

担当課長からは、県の砂防計画、また急傾斜崩落地域にも掛かっているので、県と協議しながら進めていくという答弁もあり、また、ほかの委員からは、小中学校の移転も含め地域の開発等の検討も入っているのか、の質問に対しては、町長から、今の段階では小中学校をどうするかまでの検討をするには至っていないが、ほと

んどの用地が町有地がほとんどですので、広く利用できるように敷地設計を進めている、という答弁がございました。

また、ほかの委員からは、津波浸水は大丈夫かという意見も出ましたが、津波浸水域ではないと答弁があり、しかし、台風の際には配水の悪い関係でグラウンドに水がたまることもあるというような返答がありました。

また、委員からは、社会福祉協議会への業務内容を報告してもらいたいという意見もあり、後日、執行部から協議会の決算報告書の提示がございました。

続きまして、ページ、143 ページからの4 款衛生費につきまして、143 ページの委託料にありますが、相次ぐ台風による海岸漂着物の処理を町単で行っている経費が出ておりますが、ここは海岸なので県の管理ではないかという意見が出ましたが、担当課の方も、強く県には要望したのですが、シーサイドギャラリー開催に間に合わないため町単で処理をしたという報告がございました。今後もこのような町単で行うようになるのではないかという話も出ましたが、強く県の方には要望していくという、担当課長の答弁でございました。

次に、ページ、146 ページからの5 款労働費につきましては、例年どおりの予算で詳しく説明を受けましたが、特に議論はなかったので次にいきます。

ページ、148 ページからの6 款農業振興費についてです。これも、先ほども出ましたが、度重なる台風被害を受けた農業用のハウスや、坂の傾斜などの修理事業が行われております。

農業振興費につきましては、ページ、156 ページの委託料で、26 年度新たに農業用施設整備、これは災害の方ですが。出口や田野浦、下田の口の避難道、また、ため池の施設整備計画を行っております、と説明を受けました。

続きまして、ページ、168 ページ、7 款商工費についてでございますが。これも26 年度新しく取り組んだ事業で、幡多広域観光振興として、パンフレット、ガイドブック、ホームページなどのPR の営業活動や、観光ネットワーク補助金として50 泊以上のお客様に振興券等を進呈し、おもてなしの部分をしたということの報告を受けております。

続きまして、ページ、174 ページの8 款の土木総務費、工事請負費についてですが、これは地域における地域整備事業の工事請負費が主であります。

委員からは、地域の要望ですので、できる限り地域の要望に応じてほしい。まだまだ予算が少ないのではないか、というような意見が出されました。

そして、ページ、188 ページになります。一番不用額が大きかった所の都市環境整備事業の委託料につきまして説明を求めました。

この工事請負費については、都市防災総合推進事業と都市再生整備計画事業の2 つの事業があり、その内容としましては、都市防災総合推進事業について田野浦の消防屯所と集会所の計画を挙げていましたが、地元の調整と用地の関係があり設計業務が遅れたため、建築の着手ができなかったと。しかしながら、繰越予算なのでほかに振り替えて執行せないかんということで、町道田端線等の避難道工事に振り替えて事業を行いました。それでもこれだけの不用額が出たと、説明を受けております。

また、都市再生整備計画事業につきましては、城山宅地、サンシャインの裏の開発事業で、これも同様に、用地交渉が難航し多額の不用額が出ているという報告を受けましたが、現在では地権者等に同意をもらい、今年度中に買収していきたいという、課長の答弁をいただきました。

続きまして、ページ、192 ページの住宅費についてでございます。

委託料、町営住宅基本計画作成については、万行の第1、第2 団地の移転計画を行うための調査を行ったという報告を受けました。

建設については、庁舎建設後になるが、造成については、庁舎建設の増設と併せて行っていきたい、という説明がございました。

委員からは、戸数は現在より多くするのか。また、ほかの人も入れるようにするのかというような質問がございましたが、課長からは、そのように検討している。また、それぞれの方の用途に合ったものになるように検討をしているということで、報告を受けております。

続きまして、ページ、234 ページからの 11 款災害復旧費でございますが、これは度重なる台風被害が多かったための事業費となっております。また、繰越金が多額となっておりますが、これは有井川の法寿院橋の復旧工事、2 年目でございます。昨年度は河口部、橋脚の方をやっておりますので、今年は上部の工事費を、今年度内の完成を目指してやる事業ということでございます。

次に、財政にかかわる調書について検討を致しました。産業建設厚生常任委員会の所管するところの、決算年度中に移動、増減のあった財産について説明を受けましたが、委員からは異論もなく済みました。

以上、平成 26 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、これまで報告していたとおり、全会一致で承認を致しました。

次に、議案第 19 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。

委員からは、収入未済額が多額にある。本人、連帯保証人も含め回収を進めてほしい、と意見が出ました。

担当課長からは、徴収は計画的に本人から承認していただく。今後も取り組みを努めていく、という報告がございました。

ほかには議論なく、全会一致で議案第 19 号は承認されました。

次に、議案第 22 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

これも同様、不納欠損額等がございます。これは執行停止による生活保護を受けている住人分というような説明を受けましたが、これも同様、委員からは、保険税の現年分、滞納分も合わせて、徴収率アップを目指していただきたいと意見がございました。

ほかには議論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 23 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。

これの不用額につきましては、本会議などでも説明がありましたように、医師不在のための代診医師による診療を試みたが、計画より診療日数が少なかったため、医師、職員、事務員等の人件費等、また診療に係る人件費の不用額が多く出たと説明を受けましたが、この議案に対しても議論なく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 24 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。

これも同様に、滞納分の徴収を進めていただくように、という意見が出ております。

ほかには議論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 25 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、議論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。これは議案第 27 号の、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算と同様でございますので、同じに説明させていただきたいと思っております。

毎年課題になっております農業集落排水事業でございますが、町長の説明により、将来構想を最適化整備構

想を組んで、ただ今検討していると。向こう 40 年の設備投資や維持費の概略が、今現在出ているという説明を受けました。

漁集については、浄化槽を設置する土地のスペースがないので、継続する方向で今は検討しているということです。

農集については、試算した結果、今の事業をやめるよりも継続した方がランニングコストが安いという結果が出ているということで、詰めた話というか詳しい話は 12 月、または 3 月議会で皆さまに示せるという説明を受けました。

委員からは、毎年約 3 千万の一般会計からの繰り入れがあるが、まあそれに対し、約 2,100 万の交付税算定で入ってきている。これからの対処として、加入者を増やしていかなければならないという意見が出、また、加入者を増やすためには改修費用が掛かるため、リフォーム等の助成を行っていけないか。また、加入金等の補助はできないか、というような意見が出ました。

ほかに議論はなく、全会一致で承認されました。

続いて、議案第 27 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、先ほどの 26 号で説明したとおりの内容でございますが、この議案におきましても議論なく、全会一致で承認されました。

次に、議案第 28 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。

これは、ページ、468 ページ、後期高齢者医療保険料の収入未済額のマイナスについて説明がございました。これは、年度末に死亡、または転出された方の還付金の書類が国民年金機構から届かないために、どうしても出納閉鎖までに間に合わないことから平成 26 年度の保険料の会計から還付できなかったため、準則にのっとった処理をした、ということでございます。

特に議論はなく、全会一致で承認致しました。

議案第 30 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定については、委員からは、水道料金の長期滞納者への給水停止等を含めた徴収対策に納入者の公平性を強めるためにも強く取り組んでほしい、というような意見が出されました。

課長からは、水道料金は給水停止も含めて対応しているところですよ、と報告がありました。

他に特段の議論はなく、全会一致で承認致しました。

次に、議案第 35 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これは、水道事業管理者の権限をまちづくり課と建設課とするもので、行政組織の全体のバランスを考えた条例の一部改正であると、執行部から説明がりましたが、委員からは、なぜこの時期なのか。現状の状態でも職員も業者も大変なのに、住民サービスの低下が懸念されるのではないかと意見が出ましたが、課長からは、サービスの低下にならないように努めていく、と答弁がありました。

その後の討論で、委員から、現状では水道係を異動するのは業者の仕事にも混乱を招き、支障を来すところがある。必ず住民サービスの低下につながるもので改正するべきではない、と意見が出ました。

賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳入のうち 12 款、また、歳入のうち 14 款、15 款のうち産業建設厚生常任委員会が所管する歳入。また、歳出の 2 款のうち産業建設厚生常任委員会が所管する歳出。歳出のうち 3 款、4 款、6 款から 8 款。と、第 2 表繰越明許費について審議を致しました。

これにつきましては、本会議で町長、副町長、総務課長の説明があったとおりでございます。

まち・ひと・しごとにつきましては、誘客促進の取り組みや、幡多広域の取り組みとして、四万十遊びの体験型旅行の商品開発などを行うという説明があったと思います。

これにつきましても、それぞれ説明を受けたとおりで、それ以上の議論にはなく、また、第2表の繰越明許につきましては、防災広場造成工事および町道新庁舎防災広場線工事と、あとは田野浦地区防災活動拠点施設設計監理業務、田野浦地区防災活動拠点施設建築工事の、2種類の繰越明許費が出ておりますが、これに対しても討論なく、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第38号、平成27年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

これも本会議で説明があったとおりで、26年度決算の確定による繰越金を一般会計に繰り入れるもので、特に議論なく、全会一致で可決致しました。

次に、議案第39号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についても、本会議で説明があったとおり、退職者医療給付の決算が決定しましたので返還金の繰り出しを行ったというものでございます。

これも特に議論はなく、全会一致で可決致しました。

次に、議案第40号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算につきましても、これまでと同様、本会議で説明があったとおり、医師確保のための紹介料、成功報酬として、公益財団法人全国自治体病院協議会への委託料でございます。

これも、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第41号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきましても、本会議で説明があったとおり、前年度の繰越金を精算額の決定により償還金を変換し、残りを基金に積み立てるという補正予算です。

これに対しましても、何ら議論なく、全会一致で可決致しました。

最後になります。議案第43号、黒潮町道の路線認定についてです。

これにつきましても本会議で説明があったとおりで、特に議論はなく、全会一致で可決致しました。

以上で、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第18号、平成26年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はあ

りませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、黒潮町行政手続条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

反対討論でいいんですよ。

(議場から「反対討論」との声あり)

反対討論なりますね、先やけん。

(議長から「これは、反対です」との発言あり)

32、33 番と同じようなことになりますんですけど、個人的に、マイナンバー制度というものが本当にいい、いろんな報道ではいい面をものすごく報道されておりますけど、私個人としては、どうしてもこのナンバー制度というものが個人を縛る条例になってくるものになるという考え方で。

今はあれやけどこれから、預金、財産、それから、国としては医療まで、カード一枚で全部統括して管理をしようとしているように受け取っておりますので、こういうような制度には私は賛成できませんので反対を致します。

議長 (矢野昭三君)

ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

小松君。

13 番 (小松孝年君)

反対討論です。

議案第 35 号ですが、34 号と関連はしておりますけれども。この内容は、水道の係をまちづくり課から建設課に移すというふうな内容になっております。

まあ、組織の組み替え、機構改革はですね、全体のバランスを考えながら、まあそのときに応じて必要とは思われますけれども、今回出されている議案についてはですね、水道の係の場所が移るということ。

また、今現在水道の係、4 人という体制で、少ない体制でやっております。以前は 5 人体制でやっていたわけですが、人員削減という形で 4 人でやっております。

この水道法の中でもですね、水道事業者は水道の管理について技術上の業務を担当させるために、水道技術管理者、それを 1 人置かなければならないとあります。まあ実際、今、1 人置いているわけですが、この黒潮町のようなこの地理的な場所、今の佐賀が簡易水道。簡易水道というのは、5,000 人以下の給水人口。それから、大方の方は今、上水道というふうに分かれております。

まあこういった中で、本来ならばですね、技術管理者を佐賀に 1 名、大方に 1 名置くような形が理想的だと思いますが、まあ、この町の事情にもよりますので、そこまでは言いませんけれども。

水道事業というのはですね、ほかの市とかの単位でいくと規模も大きいわけですので、まあ水道の一つの課とか、それから水道局とかいうふうな、特別な事業になっております。ほんと水道という事業は、表には目立ったような係ではありませんけれども、住民にとってはですね、日々の生活にとっては重要なライフラインを担っております。で、住民が日々安全、安心な暮らしをしていくための一つの大事な係です。本当に住民の健康を守るために、これは毎日の管理が必要な係なわけです。

そういった中で、まあ今回、反対討論をしているのは、その係がですね、どうしてもこんな重要な役目を持つてるといふことの認識がちょっと薄いんじゃないかというふうな、まあちょっと言い過ぎかもしれませんが、思いました。だから、もっと認識をしてほしい。

それから、この今の現状ですね。水道の係が管理してる現状が、日々の管理の中で水道のポンプが止まったり、流量が多くなったり、そういった管理をする機械がですね、今のこっちの大方の庁舎にあって、もう 1 個が佐賀の支所の方にあります。そういった管理がですね、ほんとなら一括でできないかというのが、今、分かっているわけですが、ここで機構改革してですね、全部向こうに移したときに、まあ一部、窓口だけはこっちに残るような形になりますけれども、そういった業務にも支障を来すんじゃないかということも懸念されま

す。それで、その機械を移せるかといったら移せないわけで。

よく、まあ、これ委員会でも先ほど、委員長からも報告がありましたように委員会でも取り上げておりましたので、これが今度、庁舎建設に当たってですね、そういったときにはこの今の光ケーブルを使って1カ所でそれが管理できるようになると。そういった状況にありますので、今やらなくても、その庁舎建設を行ってそういった施設を整えてから、そういうふうに移設というか機構の改革をするのならいいと思うわけですが、そのへんの理由がちょっと、自分には見えてきませんでした。

で、また業者のことも言われてましたけれども、まあ水道の管理をする規模と、それから、まあ実際、日々携わってる業者ですね。業者の数。ほんと専門でやってる業者の方が、こっちが、大方の方が2倍。まあ、大方から西が2倍以上あります。

まあそういった関係です、今回反対討論してるのは、まあ実際、今やらなくても庁舎が建設して、しっかりとしたそういう管理する施設が整ってからでもいいんじゃないかとか。

それからまた、先ほども言いましたけれども、こういった水道事業の管理をしている上での重要性。そういうところのもう一度、こう認識を高めてもらいたい。

そういった意味で、私はこの35号について、まあ34号も一緒ですけども、反対を致します。

議長（矢野昭三君）

討論ございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第36号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第36号の討論を終わります。

次に、議案第37号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第37号の討論を終わります。

次に、議案第38号、平成27年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第39号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第39号の討論を終わります。

次に、議案第40号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町小型動力ポンプ付積載車両購入（佐賀分団、蜷川分団）の物品売買契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町道の路線認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、鈴辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によっています。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 18 号、平成 26 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 19 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 20 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 21 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 22 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 23 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 25 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。
従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 29 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 30 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 31 号、黒潮町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 32 号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 33 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 34 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 35 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 36 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、黒潮町小型動力ポンプ付積載車両購入（佐賀分団、蜷川分団）の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、鈴辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 52 号、監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 52 号、監査委員の選任について説明させていただきます。

昨日 9 月 17 日に、これまで長年にわたり、黒潮町の会計事務全般を監査という立場からお支えいただいております金子良一代表監査委員から、平成 27 年 9 月 30 日をもって、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出され、同日、承認することを決定致しました。

つきましては、金子代表監査委員の後任と致しまして、黒潮町浮鞭 1809 番地 1、酒井益利氏を、平成 27 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日を任期とし、選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

酒井氏は、昭和 25 年 11 月 22 日生まれで、人望も厚く、行政職としての経験も豊富であり、普通地方公共団体の財務管理や行政運営等に関し、優れた識見を有する方でございます。

地方分権時代に突入し、監査委員の役割はますます重要度を増しており、酒井氏が適任であると判断を致しましたので、今回ご提案をさせていただきました。

選任につきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 52 号、監査委員の選任については、人事案件でございます。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり酒井益利君を選任することに同意する方の起立を求め、起立されない方については、同意しないものと見なしますのでご了承願います。

それでは、議案第 52 号、監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり選任することに同意される方は起立願います。

起立多数です。

従って、議案第 52 号は原案のとおり同意することに決定致しました。

日程第 4、議員提出議案第 4 号、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書についてを議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 4 号、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書を提出致します。

原発によります重大な事故というのは、福島原発事故でもよく分かるように、たくさんの方が仕事も失うし、ふるさとを失うと。そういうことで、被害はですね、その県だけにとどまらず広範囲に及んでおります。

で、放射能汚染の深刻さっていうのは、水害とか台風とか、そういうものとはまた大きさが違ひまして、深刻なものをもたらしています。比べものにならないということです。それにはいろんな方面から検証すべき問題ではないかと思ひます。

2006 年にプルサーマル問題が焦点になったときには、当時の愛媛県知事の加戸知事が、容認推進の研究者と、それから慎重、反対の研究者、両方の方をお招きして公開討論会を行っています。この公開討論会には加戸知事も、大変参考になった、住民にとっても大変良かったんじゃないかと。討論会を開いたことは正解だったというふうにおっしゃっています。

で、今回の伊方原発についてですが、中村知事は、伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会とは、四国電力と国の話を聞いただけで進めようとしていますので、両方の意見、賛成反対、メリットデメリット、両方の意見を聞けるように、住民がそうして判断材料が持てるように、公開討論の開催を求めるものでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日、黒潮町議会議長、矢野昭三。提出先は、愛媛県知事、中村時広様です。

終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 4 号、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議員提出議案第4号、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの
でご了承願います。

議員提出議案第4号、伊方原発についての「公開討論会」の開催を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布
しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成27年9月第4回黒潮町議会定例会、誠にご苦労さまでした。

本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、承認、可決をいただきありがとうございます。
す。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (矢野昭三君)

以上で、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年9月第4回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 24分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 矢野昭三

署名議員 小永正裕

署名議員 中島一郎